

入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温(夕食:午後6時以降)で提供しています。

70歳未満の方

区分			標準負担額
一般(住民税課税世帯)			510円
住民税 非課税世帯	過去12ヵ月の 入院日数	90日以下	240円
		90日超	190円

70歳以上の方

区分			標準負担額
現役並み所得者・一般(共に住民税課税世帯)			510円
住民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)	過去12ヵ月の 入院日数	90日以下	240円
		90日超	190円
住民税非課税世帯(低所得Ⅰ)			110円